

岡山市「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

岡山市

令和6年度公表計画の策定 & 調査指針の策定

①

通知

介護サービス事業者

★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

—基本情報—

〈例〉

- ・事業所の職員体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金・特別な料金
- ・サービス提供時間
- ・従業者に関する情報(従業者の資質向上に向けた取組状況(各種研修、キャリア 段位制度の取組等) 等)

—運営情報—

〈例〉

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無
- ・サービス提供内容の記録管理の有無・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取り組みの有無
- ・財務諸表 等

—任意情報—

事業所の特色

- ・サービスの内容、従業者・利用者の特徴 等に関する自由記述、画像等の掲載、雇用管理に係る情報(勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率 等)
- ・重要事項等

市独自項目

- ・成年後見制度活用への配慮の状況
- ・人権擁護及び虐待の防止に関する従業者研修の実施状況
- ・非常災害時における避難又は救出に係る訓練等の実施状況

介護サービス情報公表システム

②事業者が報告

国が一元管理するシステムを活用して公表

岡山市が調査 ※

②事業者からの報告

- 1 原則、インターネットによる報告
- 2 1ができない場合は、調査表に記入後、岡山市へ提出

※調査指針に基づき調査を実施

岡山市(事業者指導課)

受理

確認

③市が公表

利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択

社会保障審議会 介護保険部会（第109回）	資料 3 - 1
令和5年12月7日	

改正介護保険法の施行等について（報告）

厚生労働省老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護サービス情報公表制度における公表事項の追加について

1. 介護サービス事業者における財務諸表の公表について

- 社会福祉法人においては、社会福祉法施行規則第10条第3項第1号の規定に基づき、計算書類を公表することとされている。また、障害福祉サービス事業所においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則別表第1号第2号へ及び児童福祉法施行規則別表第2号第2号への規定に基づき、「事業所等の財務状況」を公表することとされている。
 - 介護サービス情報公表制度においても、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保険審議会介護保険部会）において、「社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令の規定により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、介護保険法施行規則別表第2に「事業所等の財務状況」を公表することを規定する（省令改正案）。
- ※1 公表を求めめる財務諸表については、障害福祉サービス事業所等での報告事項を踏まえ、事業活動計算書（損益計算書）、事業活動計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）とする。（通知事項）
- ※2 公表にあたっては、原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、拠点や法人単位で一体会計としており、事業所又は施設単位での区分けが困難な事業者においては、拠点単位や法人単位での公表を可能とすることとする。その際、公表対象が明確となるよう、当該会計に含まれている事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

2. 一人当たり賃金の公表について

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「一人当たりの賃金等についても公表の対象への追加を検討することが適当である。その際、設置主体や給与体系等の違いに配慮することや、公表する情報に関する個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、一人当たり賃金の公表について、介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報とすることとする（公表内容については通知で定める）。また、都道府県知事が、情報の提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正案）。
- ※1 公表にあたっては、事業所や施設の特徴に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）
- ※2 原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、介護サービス事業者の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている介護サービス事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【介護保険法施行規則の改正（案）】

（法第百十五條の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第百四十條の六十二の二 法第百十五條の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び労働時間、賃金その他の介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

<参考> 介護保険法（抄）

（都道府県知事による情報の公表の推進）

第百十五條の四十四 都道府県知事は、介護サービスは、介護サービスを利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

岡事指第 1192号

令和6年11月12日

介護保険事業所・施設
管理者・施設長 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長
(公印省略)

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムの利用について
(再周知)

介護保険行政の推進につきまして、平素からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、災害発生時における介護施設等の被災状況等の把握にあたっては、令和3年9月より「災害時情報共有システム（以下「システム」という。）」による報告が導入されております。被災した施設への適切かつ迅速な支援につながる観点から、被害の有無に関わらず当該施設等の状況を原則、介護関係事業者自らがシステムにて速やかにご報告いただくようお願いしているところです。

しかしながら、介護施設等の被災状況等の報告については、

- ・システムのログインIDやパスワードがわからない
- ・システムの利用方法がわからない

といった問い合わせが散見されますので、令和3年6月23日付け及び令和4年6月20日付けの厚生労働省からの通知を再度送付いたします。

また、システムのログインIDやパスワードにつきましては、令和6年11月7日付けで郵送しておりますので、今一度ご確認のうえ、内容を十分ご了知いただき、ご対応の程お願いいたします。

なお、介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額100万円以下でログインIDやパスワードをお持ちでない事業所で、災害時情報共有システムの利用を希望される場合は、令和6年12月27日（金）までに下記までお知らせいただきますようお願いいたします。

(裏面あり)

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18

K S B 会館 4階

Tel : **086-212-1012** (訪問居宅事業者係)

Tel : **086-212-1013** (通所事業者係)

Tel : **086-212-1014** (施設係)

Fax : **086-221-3010**

E-mail : jigyoushasidou@city.okayama.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 2 3 日

各 都道府県、指定都市介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和 3 年 3 月 9 日）においてご案内のとおり、災害時における介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能を追加いたしました。

被災情報共有機能の利用にあたり、都道府県・指定都市において、介護施設等に対する ID の発行や緊急連絡先の把握等が必要となるため、必要な手続きについて依頼させていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市におかれましては、管内市区町村及び関係施設・事業所に対し、ご周知いただきますよう、お願いいたします。

(別紙)

介護施設等における災害時情報共有システムの運用に向けた取扱いについて

1. システム利用登録について

介護施設等が、災害時情報共有機能を利用するためには、都道府県・指定都市（以下「都道府県等」という。）において、介護施設等に対する利用登録が必要です。

(1) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所（※特定施設を除く）

- ・ 情報公表システムのID（介護保険制度における事業所番号（以下「介護事業所番号」という。））により利用することができます。（別途利用登録をする必要はありません。）

※（介護予防）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、情報公表システムIDを利用せず、(3)で対応するIDを使用することとなります。

(2) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額100万円以下の事業所

- ・ 情報公表システムによる公表を任意で行う場合は、(1)と同様、情報公表システムの介護事業所番号により利用することができます。
- ・ 情報公表システムによる公表を行わず災害時情報共有機能のみを利用する場合、介護施設等が所在する都道府県等において、被災確認対象事業所番号の発行・通知が必要です。

(3) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

・（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず、災害時の情報共有機能を利用可能にするために、介護施設等が所在する都道府県等において、被災確認対象事業所番号の発行・通知が必要です。

- ・ なお、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を除く）については、被災確認計画の前に生活関連情報管理システムでデータを登録する必要があります。

(表 1) 被災情報共有機能の利用にあたり必要なログイン ID

		被害報告機能への ログイン方法	自治体での ID 付与作業
ア	(1) の施設 (※特定施設を除く)	情報公表 ID	不要
イ	(2) の施設 (情報公表を実施)	情報公表 ID	不要
ウ	(2) の施設 (情報公表を未実施)	被災確認対象事業所番号	必要
エ	(3) の施設 (※特定施設を含む)	被災確認対象事業所番号	必要

※ (介護予防) 特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅)、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、エ (3) の施設としての対応となります。

2. 被災確認対象事業所番号及び初期パスワードの設定・通知について (表 1 のウ及びエに該当する施設のみ)

(1) 被災確認対象事業所番号の設定について

被災確認対象事業所番号は、都道府県等において、サービスの種類ごとかつ事業所ごとに、以下の体系に基づき付番して下さい。

□□□□□ □□□ □□□□□

A B C

A : 都道府県又は指定都市の団体コード (5桁)

※総務省が設定している団体コードの左から5桁

※指定都市以外の市区町村は都道府県コード

B : 事業区分番号 (3桁)

サービス付き高齢者向け住宅 900

養護老人ホーム 910

有料老人ホーム 920

軽費老人ホーム 930

生活支援ハウス 940

公表対象外の事業所 950

計 13 桁の
算用数字

C : 事業所番号 (5桁) ※都道府県等において設定

(2) 初期パスワードの設定について

初期パスワードは、都道府県等において、8文字以上 20字以内 (半角英数字) で任意に設定して下さい。

(3) 被災確認対象事業所番号及び初期パスワードの通知について

設定した被災確認対象事業所番号及び初期パスワードについて、都道府県等から介護施設等に通知して下さい。

3. 被災確認計画（被災状況確認対象事業所一覧）の作成について（表1のウ及びエに該当する施設のみ）

都道府県等は、情報公表の対象外である介護施設等（表1のウ及びエ）については、被災状況の確認対象となる介護施設等の一覧として、「被災確認計画」を作成する必要があります。

一部の項目は、情報公表システムから取り込まれますが、介護施設等の緊急連絡先等については、都道府県等において確認し、介護サービス情報管理システムからダウンロードした様式に入力する必要があります。

（介護サービス情報管理システム）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/>（都道府県コード）/

（図1）被災確認計画様式

項目名	取込区分	システムID	被災確認対象事業所番号	パスワード	事業所名称	事業所住所	担当者	電話番号	メールアドレス	備考	緊急連絡先担当者	緊急連絡先電話番号	緊急連絡先メールアドレス	緊急連絡先備考
属性	半角数字	半角数字	半角数字	半角数字	文字列	文字列	文字列	半角数字 半角ハイフン	半角英数字 半角記号	文字列	文字列	半角数字 半角ハイフン	半角英数字 半角記号	文字列
社契	日付 日付 日付		13桁固定	8文字以上 20文字以下			255文字以内	13桁以内（半角ハイフン含む）	255文字以内	255文字以内 (改行可)	255文字以内	13桁以内（半角ハイフン含む）	255文字以内	255文字以内 (改行可)
備考	備考 備考 備考			半角英数字 チェックあり			上段文字数 チェックあり	上段半角英数字 チェックあり	メールアドレス形式 チェックあり	上段文字数 チェックあり	上段文字数 チェックあり	上段半角英数字 チェックあり	メールアドレス形式 チェックあり	上段文字数 チェックあり
今般の特長	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力	取込する番号を 入力
必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目	必須項目
記入例	0	-	0400992000001	パスワード	〇〇ホーム	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇	介護太郎	03-0000-0000	kaigo@kaigo.jp	備考を記入	介護次郎	999-1111-1111	kaigo@mobile.jp	緊急連絡先の備考を記入

（被災確認計画の項目）
 事業所番号、パスワード、事業所名称、事業所住所、担当者、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）

- (1) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所
 - ・ 被災確認計画の全ての項目の情報は、情報公表システムの事業所計画の情報が使用されます。（今般の特長の作業はありません）
- (2) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額 100 万円以下の事業所
 - ・ 情報公表システムによる公表を任意で行う場合は、(1)と同様、情報公表システムの事業所計画が使用されます。
 - ・ 情報公表システムによる公表を行わず災害時情報共有機能のみを利用する場合、都道府県等において、介護サービス情報管理システムから CSV ファイルをダウンロードの上、被災確認計画の作成が必要です。

(3) 有料老人ホーム

- ・ 被災確認計画のうち緊急連絡先以外の項目は、生活関連情報管理システムに登録されたデータが使用されます。緊急連絡先については、都道府県等において、介護サービス情報管理システムから GSV ファイルをダウンロードの上、確認・入力が必要です。
- ・ なお、有料老人ホームについては、令和3年度から情報公表システム（生活関連情報）の公表対象となりました。被災確認計画の作成には、事前に有料老人ホームの生活関連情報システムへの登録が必要です。生活関連情報システムへの登録については、「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について」（令和3年6月23日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）をご確認下さい。また、有料老人ホームの生活関連情報システムへの登録は、都道府県、指定都市、中核市において行うこととされており、都道府県におかれましては、中核市と連携して進めていただくようお願いいたします。

(4) サービス付き高齢者向け住宅

- ・ 被災確認計画のうち緊急連絡先以外の項目について、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムで公開されたデータが取り込まれています。緊急連絡先については、都道府県等において、介護サービス情報管理システムから GSV ファイルをダウンロードの上、確認・入力が必要です。

(5) 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

- ・ 都道府県等において、介護サービス情報管理システムから GSV ファイルをダウンロードの上、被災確認計画の作成が必要です。

(表2) 被災確認計画の作成にあたり情報の取得先となるシステム等

	事象所情報の取得先
(1)の施設（※特定施設を除く）	介護サービス情報公表システム
(2)の施設(情報公表を実施)	介護サービス情報公表システム
(2)の施設(情報公表を未実施)	—（都道府県等において把握）
(3)の施設（※特定施設を含む）	
・ 有料老人ホーム	生活関連情報管理システム
・ サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム
・ 養護、軽費、生活支援ハウス	—（都道府県等において把握）

※（介護予防）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、軽費老人ホーム及び養護老人ホームは、（3）の施設としての対応となります。

【留意事項】

- ・ 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額 100 万円以下の事業所で任意の公表を行う事業所は、災害時に必要な連絡が適切に行うことができるよう、緊急連絡先等の登録情報に誤りがないかあらためて確認いただき、変更がある場合には速やかに更新するよう周知をお願いいたします。
- ・ 介護施設等における災害時情報共有システムは、現行の情報公表システムに災害時における被害状況や連絡事項等の報告機能を追加したものであるため、一部の項目の取扱いが、児童福祉施設等や障害者支援施設等の関係とは異なりますのでご留意下さい。

(主な相違点)

項目	介護	子ども・障害
福祉避難所の有無	— (記載欄なし)	基本情報
非常用自家発電の有無	災害時情報	基本情報
ハザードマップ該当フラグ	— (記載欄なし)	基本情報

(図 2) 被災確認計画のダウンロード手順

- 1 被災状況確認対象事業所管理のメニューをクリックする。



2 被災確認計画を登録するサービスを選択する。(表は有料老人ホームの例)

介護サービス情報管理システム

[ログアウト](#)
[ヘルプ](#)
[ご利用条件](#)
[過去事例\(CSA\)](#)

[事業所計画マスタ管理](#)
[調査票報告審査・公表](#)
[任意情報管理](#)
[事業所情報CSV管理](#)
[システム利用状況](#)
[ユーザ管理](#)
[カラー管理](#)
[各種コンテンツ管理](#)
[ユーザ情報変更](#)
[年次処理](#)

[疑義審査管理](#)
[帳票項目管理](#)
[緊急連絡先CSV出力](#)
[被災状況確認対象事業所管理](#)
[災害管理](#)
[被災状況集計](#)

[業務メニュー](#) > [被災状況確認対象事業所管理](#)

被災状況確認対象事業所管理

- 介護事業所

介護事業所については、事業所計画マスタ管理で登録された事業所が被災状況を報告できます。
- 有料老人ホーム

有料老人ホームの事業所ユーザファイルの取込と出力をする場合は「ファイルを取込/出力する」ボタンをクリックしてください。

ファイルを取込/出力する
- サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅の事業所ユーザファイルの取込と出力をする場合は「ファイルを取込/出力する」ボタンをクリックしてください。

ファイルを取込/出力する
- 養護老人ホーム

養護老人ホームの被災状況確認事業所一覧ファイルと事業所ユーザファイルの取込と出力をする場合は「ファイルを取込/出力する」ボタンをクリックしてください。

ファイルを取込/出力する
- 軽費老人ホーム

軽費老人ホームの被災状況確認事業所一覧ファイルと事業所ユーザファイルの取込と出力をする場合は「ファイルを取込/出力する」ボタンをクリックしてください。

ファイルを取込/出力する
- 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

生活支援ハウスの被災状況確認事業所一覧ファイルと事業所ユーザファイルの取込と出力をする場合は「ファイルを取込/出力する」ボタンをクリックしてください。

ファイルを取込/出力する
- 公表対象外の介護事業所

公表対象外の介護事業所の被災状況確認事業所一覧ファイルと事業所ユーザファイルの取込と出力をする場合は「ファイルを取込/出力する」ボタンをクリックしてください。

ファイルを取込/出力する

3 「登録用CSV様式の説明」をクリックしExcelをダウンロードする。

介護サービス情報管理システム

[ログアウト](#)
[ヘルプ](#)
[ご利用条件](#)
[過去事例\(CSA\)](#)

[事業所計画マスタ管理](#)
[調査票報告審査・公表](#)
[任意情報管理](#)
[事業所情報CSV管理](#)
[システム利用状況](#)
[ユーザ管理](#)
[カラー管理](#)
[各種コンテンツ管理](#)
[ユーザ情報変更](#)
[年次処理](#)

[疑義審査管理](#)
[帳票項目管理](#)
[緊急連絡先CSV出力](#)
[被災状況確認対象事業所管理](#)
[災害管理](#)
[被災状況集計](#)

[業務メニュー](#) > [被災状況確認対象事業所管理](#) > [ファイル取込/ファイル出力](#)

有料老人ホーム ファイル取込/ファイル出力

- ファイル取込

登録用CSV様式の説明

取込を行う場合は、取り込みファイル指定してください。

被災状況確認事業所一覧ファイル

ファイルを選択 選択されていません

取り込む
- ファイル出力

出力ファイル指定してください。

● 被災状況確認事業所一覧ファイル

出力する

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

4. 災害時情報共有機能のマニュアルについて

介護サービス情報報告システムのヘルプに掲載していますので、ダウンロードしてご確認下さい。

●都道府県マニュアル

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/index.php?action_kanri_static_help=true

●事業所向けマニュアル（被災状況報告編）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

5. 災害発生時の対応について（別紙1「災害発生時のフロー」及び別紙2「災害時情報共有システム 被災状況報告項目」参照）

（1）国における災害情報の登録

- ・ 災害発生時又は台風など災害発生の際を要する状況となった場合、厚生労働省は、災害時情報共有システムに、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。

（災害情報の登録例）令和〇年台風〇号、令和〇年〇月豪雨

- ・ 災害情報登録後、厚生労働省より都道府県等宛てに災害情報を登録した旨の連絡をメール等により行います。

（2）都道府県・指定都市による介護施設等に対する連絡

- ・ 厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、都道府県等は、速やかに管内の介護施設等に対し、メール等により、システム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡して下さい。

（3）介護施設等における被害状況の報告

- ・ 都道府県等からの連絡を受けた後、介護施設等は被害状況をシステム上で報告します。
- ・ 報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告するよう、周知をお願いします。
- ・ 被害が甚大で施設からの報告がない場合や、通信手段の途絶等により介護施設等における報告が困難な場合には、都道府県等や関係団体等による現地確認等を通じて把握した情報に基づき、都道府県等において入力することも可能です。

（4）都道府県等による被害情報の確認

- ・ 都道府県等は、管理システムの被災状況集計機能を活用し、管内の介護施設等の被害状況を確認することが可能です。

- ・ 被災状況集計機能の活用方法として、例えば、被害が甚大な地域に所在する施設のうち被害状況の報告がないものを抽出し、都道府県等による状況確認や支援の優先順位の判断に役立つ等が想定されます。
- ・ 大規模災害時には、関係団体等による活動を通じて把握される情報も多く、初動において重要な情報源となることを踏まえ、都道府県等におかれては、被害状況の把握や把握した情報の共有等について、平時から、関係団体等と連携・協議に努めて下さい。
- ・ なお、管理システムにアクセスできるのは都道府県及び指定都市であり、中核市やその他の市町村は管理システムにアクセスできません。このため、都道府県は、中核市管内の施設に係る情報収集や情報提供等について、中核市と連携して進めていただくようお願いします。

(5) システム未登録の介護施設等に係る被害情報の確認

- ・ 都道府県等は、災害発生時点でシステムに施設情報が登録されていない介護施設等については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号）の別紙様式を利用し、メールにて厚生労働省に被害状況を提供して下さい。

6. その他

- (1) 都道府県等におかれては、災害担当所管課、介護施設・事業所運営指導所管課、介護サービス情報公表制度所管課等の関係課室が連携し、各課の役割分担や担当者の設定、災害時における業務フローの確認など、平時から協議・検討いただきますようお願いいたします。
- (2) 「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号）も合わせてご確認ください。

<問い合わせ先>

- 災害時情報共有システムの考え方・全般
厚生労働省老健局高齢者支援課施設係
E-mail: kiban-seibi@mhlw.go.jp
電話: 03-5253-1111 (内線: 3927)
- 災害時情報共有システムの操作方法についての問合せ
介護サービス情報公表システムヘルプデスク
E-mail: helpdesk@kaigokensaku.jp

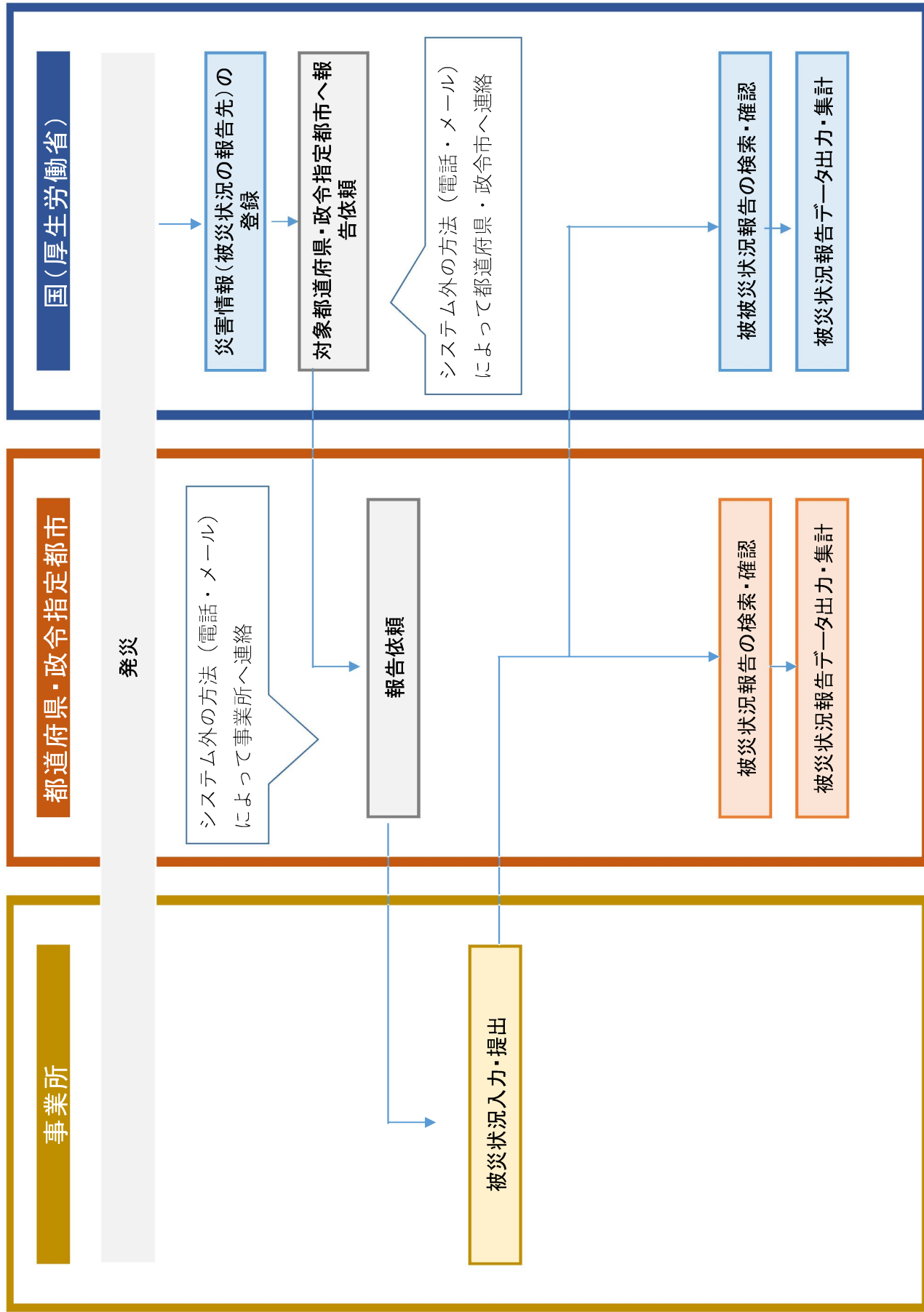
災害時情報共有システム（災害発生時のフロー）

システム外の業務

事業所のシステム操作

都道府県・政令指定都市のシステム操作

国のシステム操作



災害時情報共有システム 被災状況報告項目①

人的被害の状況	選択式	(01)人的被害なし (02)人的被害あり	必須入力
	入力式	(02-1)負傷者 ●●人 (02-1-2)重傷者(医療機関への搬送又は受診が必要)●●人 (02-3)軽傷者(医療機関への搬送又は受診が不要)●●人 (02-2)死亡者 ●●人 (02-3)行方不明者 ●●人	任意入力
建物被害の状況	選択式	(01)被害なし (02)軽微な被害あり(推定被害80万円未満) (03)重大な被害あり(推定被害80万円以上)	必須入力
	選択式	(01)建物損壊 (01-1)全壊 (01-2)大規模半壊 (01-3)半壊 (01-4)一部損壊 (01-5)未定 (02)浸水被害 (02-1)床上浸水 (02-2)床下浸水 (03)雨漏り被害 (04)その他 ※複数選択可	任意入力
	記述式	※建物被害の内容・建物被害があった場所等の詳細	任意入力
入所施設		(01)避難の必要性なし (02)避難の必要性あり	必須入力
	選択式	(02-1)避難先の確保が困難 (02-2)避難先を調整中 (02-3)避難中	任意入力
避難・開所の状況		(02-3-1)避難先施設の所在市町村 ※ブルダウン選択式 (●●県 ●●市) (02-3-2)避難先施設種別 (01)他施設 (02)避難所 (03)病院 (04)その他	任意入力
	記述式	(02-3-3)避難先施設の名称	任意入力
	記述式	(03)避難の状況の詳細	任意入力
入所施設以外		(01)支障なし(開所) (02)支障あり(閉所中)	必須入力※
	選択式	(02-1)代替受入先なし・代替受入先調整中 (02-2)代替受入先あり	任意入力
	記述式	(02-2-1)代替受入先施設の所在市町村 ※ブルダウン選択式 (●●県 ●●市) (02-2-2)代替受入先施設の名称	任意入力
	記述式	(03)開所の状況の詳細	任意入力
必要な人的支援の状況	選択式	(01)介護職員 (02)その他の職種(※看護師等) (03)ボランティア ※複数選択可	任意入力
	記述式	※必要な人数・状況等の詳細	任意入力

災害時情報共有システム 被災状況報告項目②

電気の状態	選択式	(01) 停電なし (02) 停電あり (02-1) 非常用自家発電なし (02-2) 非常用自家発電あり (02-2-1) 燃料が十分ある、もしくは定期的に補充可能 (02-2-2) 燃料が2～3日分しかなく、その後については燃料確保の見通しなし (02-2-3) 今日の確保にも支障がある	任意入力
	電源車の支援	(01) 支援を要請 (高圧) (02) 支援を要請 (低圧) (03) 支援を要請 (電圧不明) (04) 支援不要 (01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着 (02-1) 支援到着 (02-2) 支援未到着	任意入力
水道の状態	選択式	(01) 断水なし (02) 断水あり (02-1) 応急給水可能な受水槽・井戸設備なし (02-2) 応急給水可能な受水槽・井戸設備あり	任意入力
	飲料水の状態	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能 (02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし (03) 本日の確保にも支障がある	任意入力
ライフライン等の状況 及び必要な支援の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能 (02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし (03) 本日の確保にも支障がある	任意入力
	生活用水の状態	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能 (02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし (03) 本日の確保にも支障がある	任意入力
トイレの状態	選択式	(01) 使用可能 (02) 使用不可 (02-1) 応急対応可能な代替設備なし (02-2) 応急対応可能な代替設備あり	任意入力
	給水車の支援	(01) 支援を要請 (02) 支援不要 (01-1) 支援到着 (01-2) 支援未到着	任意入力
ガスの状態	選択式	(01) 供給あり (02) 供給なし (02-1) 応急可能な代替設備なし (02-2) 応急可能な代替設備あり	任意入力
	冷暖房の状態	(01) 使用可能 (02) 使用不可	任意入力

災害時情報共有システム 被災状況報告項目③

物資の状況	支援が必要な物資	選択式	(01) 食料 (02) 飲料水 (03) 薬 (04) おむつ (05) 衣服 (06) 毛布 (07) マスク (08) 消毒液 (09) その他 ※複数選択可
		記述式	※支援が必要な物資の内容・数量等の詳細
	食料の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能 (02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし (03) 本日分の確保にも支障がある
	燃料（灯油・ガソリン）の状況	選択式	(01) 十分ある、もしくは定期的に補充可能 (02) 2～3日分しかなく、その後については確保の見通しなし (03) 本日分の確保にも支障がある
医療機器等の故障の状況		記述式	※医療機器等の故障の詳細
			任意入力
			任意入力
			任意入力
			任意入力
			任意入力